

様式第1号（第5条関係）

会 議 概 要

会 議 の 名 称	平成27年久喜市教育委員会第2回定例委員会
開 催 年 月 日	平成27年2月17日（火曜日）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後2時15分まで
開 催 場 所	菖蒲文化会館アミーゴ1階 多目的室3
議 長 氏 名	鹿児島金衛委員長
出 席 委 員 氏 名	鹿児島金衛、榎本英明、高木学、坪井喜代子、柿沼光夫各委員
欠 席 委 員 氏 名	なし
説 明 者 の 職 氏 名	柿沼教育長、田中教育部長及び各担当課長
事 務 局 職 員 氏 名	田中教育部長、松本教育副部長兼教育総務課長、結城参事兼指導課長、中山参事兼生涯学習課長、岡田学務課長、渋谷文化財保護課長、尾崎中央公民館長、太田中央図書館長、甲田教育総務課総務係長、森田教育総務課担当主査
会 議 次 第 及 び 結 果	<p>(1) 署名委員の指名 書記の指名 会議時間の決定</p> <p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>(3) 教育長報告</p> <p>ア 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>イ 久喜市特別支援教育指導員規則について</p> <p>ウ 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(4) 議事</p> <p>議案第9号 久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について</p> <p>議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第11号 久喜市任期付市費負担教職員の任用について</p> <p>(5) その他 次回定例委員会について</p>
配 付 資 料	議案書、議案参考資料、教育長報告書
会議の公開・非公開	一部非公開（人事案件のため）
傍 聴 人 数	1人

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	<p><b>【開会の宣言】</b>            皆さん、こんにちは。立春を過ぎましたけども、なかなかですね、寒さのほうも厳しいですね。きょうはアミーゴ、初めての会議室ですけど、よろしくどうぞお願いいたします。            それでは、これより定例委員会を始めさせていただきます。            ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年久喜市教育委員会第2回定例委員会を開会いたします。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【開議の宣告】</b>            これより直ちに本日の会議を開きます。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【議事日程の報告】</b>            本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【会議録署名委員の指名】</b>            日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第23条第2項の規定により、委員長において指名させていただきます。本日は、高木委員と坪井委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【会議録作成者の指名】</b>            会議録作成者は、教育総務課、森田担当主査にお願いいたします。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【会議時間の決定】</b>            会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。            [「異議なし」と言う人あり]</p>
鹿児島委員長	<p>異議なしと認めます。よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【前回会議録の承認】</b>            日程第2、前回会議録の承認を求めます。平成27年1月22日に開催いたしました第1回定例委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。            [「異議なし」と言う人あり]</p>
鹿児島委員長	<p>異議なしと認めます。よって、前回の会議録については、ご承認をいただきました。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【教育長報告】</b>            日程第3、教育長報告でございます。</p>

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	<p>初めに、ア、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての報告をお願いします。</p>
柿沼教育長	<p>それでは、教育長報告資料の1ページをごらんください。教育長報告ア、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。</p> <p>昨年の平成26年10月16日に、埼玉県人事委員会から職員の給与改定に関する勧告がございました。本市では、この勧告について、平成26年4月1日適用分として、昨年の第13回教育委員会定例会におけるご報告のとおり、平成26年久喜市議会12月定例会において可決され、既に施行されているところでございます。今回も同勧告に準じ、平成27年4月1日適用分を一部改正するものでございまして、久喜市一般職職員の給与に関する条例等とあわせて、久喜市任期付市費負担教職員の給与について2月の定例議会に改正案を提出し、給与の改定をするものでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては指導課長からご説明申し上げます。</p>
鹿児島委員長	<p>指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。</p> <p>先ほど教育長のほうからもありましたが、平成26年度に引き続き平成27年度についても、国に準じて給料表や諸手当を見直す給与制度の総合的見直しの実施による改定が必要となりますので、平成26年12月定例議会と同様に、人事課から久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正とともに、久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正及び久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例として一括して、平成27年2月定例議会に上程し、給料表等の改正を行い、平成27年4月1日より施行するものでございます。</p> <p>17ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本年12月定例議会にて議決いただきました給料表が右側の現行条例の給料表になり、左側が今回の給料表案になっており、号級が多くなるにつれて給料月額の違いが大きく引き下がっていることがうかがえます。</p> <p>次のページを見ていただくと、給料が下がっているのがわかると思います。平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員については、平成30年3月31日までの間、改定の給料月額に差額に相当する額を含めた額を給料として支出する旨を、15ページ、附則の切りかえに伴う経過措置に定めております。また、教職調整額については、差額に相当する額を含めたものを給料月額として、その4%を支給するものでございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
鹿児島委員長	<p>ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。</p>
鹿児島委員長	<p>今回の職員の給料改定で指導課が関係しているのは、久喜市任期付市費負担の教職員の関係ですね。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼指導課長	はい。
鹿児島委員長	よろしいですか。 〔「なし」と言う人あり〕
鹿児島委員長	それでは、質問を打ち切ります。
鹿児島委員長	続きまして、イ、久喜市特別支援教育指導員規則についての報告をお願いします。
柿沼教育長	<p>それでは、教育長報告資料、飛びまして24ページをごらんいただきたいと思います。教育長報告イ、久喜市特別支援教育指導員規則について、ご報告申し上げます。</p> <p>今回設置した特別支援教育指導員につきましては、経験豊富で発達障害に関する高度な見識を有する方に委嘱し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に加え、市内在住の未就学児とその保護者にも対象を広げて、支援業務を行っていただくものでございます。また、必要に応じて特別支援学級担当者への助言や相談にも対応してもらい、支援体制のさらなる充実を図るものでございまして、その設置に関して規則を新たに制定したものであります。</p> <p>この規則につきましては、前回の教育委員会定例会の議案として提出させていただきましたが、内容に不備があることが判明したため取り下げをさせていただいたものでございます。本来であれば議案として再度提出するべきところでございますが、現在会期中であります2月定例議会において、本規則に規定する指導員の報酬に関し、条例の一部改正を議案上程する必要があったことから、教育長専決をさせていただいたものでございます。</p> <p>なお、内容等につきましては指導課長からご説明申し上げます。</p>
参事兼指導課長	<p>教育長専決による特別支援教育指導員規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>久喜市教育委員会は、小中学校に在籍する要支援児童生徒及び市内在住の未就学児と、その保護者に対し、適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため、特別支援教育指導員を設置するものでございます。</p> <p>市内小中学校において特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、就学相談の指標となる発達検査、田中ビネーやWISCを希望する学校や保護者は増加しています。また、一方で特別支援学級担当教諭は経験の浅い教諭がふえており、発達検査を実施できるスキルを身につけるまでには至っておらず、適切な指導計画や支援方法を実践していても、助言が必要な教諭もおります。</p> <p>そのため、今回新設する特別支援教育指導員の主な業務内容は、1つは発達検査を伴う就学相談の実施です。学校や保護者の要望に応じ、就学時及び児童生徒に対し、田中ビネー、WISCを実施するとともに、その結果を学校職員とともに保護者に説明します。もう一つは、経験の浅い特別支援学級担当者への支援です。特別の教育課程の実践、支援プランの立て方、進路指導、対応に苦慮する児童生徒への適切な支援の仕方等について、学級を訪問する中で具体的に助言してまいります。任用の形態につきましては、非常勤特別職として任用することといたしました。</p>

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
	以上でございます。
鹿児島委員長	ありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。
鹿児島委員長	この方の勤務場所はどこですか。
参事兼指導課長	非常勤特別職ということなので、必要が生じた場合に連絡をとって、学校のほうに行ってもらおうと。
鹿児島委員長	じゃ、朝来てどこかに、例えば教育委員会にいたりとかという、そういうことではないんだ。
参事兼指導課長	そうです。
鹿児島委員長	直接お住まいから、その要請があったところへ行くということですか。
参事兼指導課長	はい。
鹿児島委員長	WISCとか田中ビネーとか、そういう教育検査に造詣の深い方をお願いするわけですか。
参事兼指導課長	そうです。
鹿児島委員長	よろしいでしょうか、質問はありますか。
鹿児島委員長	WISCはちょっと一般の学校ではわかりませんよね。特別支援を相当やっていないと。
参事兼指導課長	そうなんです。ちょっと検査の仕方も難しいということです。
鹿児島委員長	そうですね。
柿沼教育長	特別支援教育関係の担任が退職期に入っているんです。
鹿児島委員長	ベテランの方々。
柿沼教育長	そのかわりがなかなか見つからないので、退職された方の中からお願いしたいと思っているんです。
鹿児島委員長	なるほど、経験のある人ですね。
柿沼教育長	ええ、経験のある人です。基本的には、教育委員会か教育相談室か、どちらかには机を置こうかなと思うんです。
鹿児島委員長	それがいいかもしれないですね。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	まだ最終的には詰めていないのですが、基本的には学校を回ることが中心となります。
鹿児島委員長	学校を回るんだけど、そういう拠点の場所があるといいかもしれないですね。そうすれば、指導主事のほうも話ができるわけですから。
柿沼教育長	はい。
鹿児島委員長	よろしいですか。  〔「なし」と言う人あり〕
鹿児島委員長	それでは、質問を打ち切ります。
鹿児島委員長	続きまして、ウ、久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての報告をお願いします。
柿沼教育長	<p>それでは、続きまして教育長報告資料の27ページをお願いしたいと思います。教育長報告ウ、久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。</p> <p>今回の改正で、4つの改正がございます。まず、1つ目は教育委員会制度改革に伴う教育委員長の報酬に関する規定の改正であります。</p> <p>2つ目と3つ目は、前回の教育委員会定例会において議決をいただいた久喜市いじめ防止等のための組織に関する条例で設置される組織の委員と久喜市スポーツ推進審議会の委員について、新たに報酬を規定するものであります。</p> <p>4つ目ですが、先ほどご報告をさせていただきました久喜市特別支援教育指導員について、新たに報酬を規定するものであります。</p> <p>本条例の改正につきましては、現在会期中であります2月定例議会に議案上程する必要がありましたことから、教育長専決をさせていただいたものでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては各所管の課長からご説明申し上げます。</p>
教育副部長兼教育総務課長	それでは、教育総務課所管の部分につきまして説明申し上げます。

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
	<p>資料の29ページをお開きいただきたいと思います。この表は、久喜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表でございます。右側が現行の条例でございます。左側が今回改正する条例案となっております。以前よりご説明申し上げております、教育委員会制度改革に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が4月から改正をされることになりまして、その法律では教育委員長と教育長が一本化されまして、新たに新教育長が置かれることになりまして、これに伴いまして、委員長職、またその委員長職の職務代理者につきましてはなくなるということで、現在の報酬を削除するものでございます。新たな新制度では、教育長職務代理を置くということになっておりまして、その月額3万5,000円という形で今回改正をするものでございまして、以上が教育総務課が所管する分の改正でございます。</p>
鹿児島委員長	<p>順次説明してください。結城指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>指導課、よろしくお願ひいたします。</p> <p>指導課では、久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例が、さきの1月の定例教育委員会で可決いただきまして、2月議会上程ということになっております。それを受けて、いじめ問題対策連絡協議会というのを年2回開催する予定になっております。その委員の報酬、日額6,000円、また何か問題が起きた場合の調査委員会ということで、いじめ問題調査委員会の委員報酬ということで、日額1万5,000円ということ、また所管は生活安全課なんです、再調査をする必要がある場合にいじめ問題再調査委員会ということで、委員報酬1万5,000円というふうになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
鹿児島委員長	<p>生涯学習課。</p>
参事兼生涯学習課長	<p>生涯学習課です。</p> <p>1月の定例会におきまして久喜市スポーツ推進審議会条例についてご審議いただきました。この条例につきまして、2月の定例議会のほうに議案として上程しているところでございますけれども、スポーツ推進審議会の委員につきましての報酬でございます。資料の27ページになります。</p> <p>27ページ一番下から2段目になりますけれども、スポーツ推進審議会の委員報酬として日額6,000円でございます。これについては、久喜市の特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、一元的に総務部のほうで管理しておりますので、そちらのほうで一括して今回議会のほうに上程しているところでございます。</p> <p>新旧対照表につきましては、30ページをごらんいただきたいと思ひます。現在の生涯学習推進会議の後にですね、スポーツ推進審議会委員の項目をつくりまして、この部分に日額6,000円ということで記載しております。</p> <p>以上です。</p>
鹿児島委員長	<p>説明は以上でしょうか。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
教育副部長兼 教育総務課長	はい。
鹿児島委員長	それでは、ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。
参事兼指導課長	失礼いたしました。
鹿児島委員長	指導課長、どうぞ。
参事兼指導課長	30ページ一番下に、先ほど教育長からもありましたが、特別支援教育指導員ということで、日額6,500円ということで掲載させていただいています。 どうぞよろしくお願ひいたします。
鹿児島委員長	特によろしいですか。 〔「なし」と言う人あり〕
鹿児島委員長	質問ないようですので、質問を打ち切ります。
鹿児島委員長	以上で教育長報告を終了いたします。
鹿児島委員長	<b>【議事】</b> 日程第4、議事に入ります。
鹿児島委員長	初めに、議案第9号 久喜市教育振興基本計画実施計画（案）についてを上程し、これを議題といたします。 教育長の提案理由の説明を求めます。
柿沼教育長	それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思ひます。 議案第9号 久喜市教育振興基本計画実施計画（案）についてご説明申し上げます。 教育行政を総合的かつ計画的に推進するための久喜市教育振興基本計画に基づいた平成27年度の実施計画を策定するため、前回の教育委員会定例会において素案を協議事項として提出し、ご協議をいただいたところがございます。このたび委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、事務局において見直しを行い、案がまとまりましたので、議案として提出をさせていただいたものでございます。 なお、内容等につきましては、教育総務課長からご説明を申し上げます。
鹿児島委員長	教育総務課長。
教育副部長兼 教育総務課長	それでは、議案第9号 久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、ご説明申し上げます。



審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
	<p>それでは別冊の久喜市教育振興基本計画実施計画（案）をごらんいただきたいと思います。こちらの計画案につきましては、去る1月22日の定例委員会に協議事項として提出をさせていただきまして、委員の皆様からいただきましたご意見を勘案し、また事務局で全体的な内容等を再度見直しを行ったものでございます。本冊子の2ページ以降にありますとおりですね、平成27年度に取り組む具体的な施策や事業の内容等につきましては記載のとおりでございます。施策につきましては全部で38施策、取り組みにつきましては213ということになってございます。この説明につきましては、時間の関係で省略させていただきたいと存じます。</p> <p>なお、本案につきましては、議決後速やかにですね、ただいま開会中の議会へ提供し、また市のホームページ等におきまして公表をしてみたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【議案質疑】</b></p> <p>それでは、議案第9号についての質疑をお受けいたします。</p>
鹿児島委員長	<p>これ議会に出すときは委員会ですか。</p>
教育副部長兼教育総務課長	<p>ええ、教育環境常任委員会のほうに。</p>
鹿児島委員長	<p>委員会ですね。</p>
教育副部長兼教育総務課長	<p>あと、ホームページにも公開します。</p>
鹿児島委員長	<p>高木委員。</p>
高木委員	<p>18ページの放課後子ども教室の推進のところの下の新規開設の推進のところは平成27年度事業に入っていて、28、29は入っていないんですけども、これはもう27年度で大体各校に開設できるということですか。</p>
参事兼生涯学習課長	<p>市内に小学校が23校ありまして、現在22校に開校しています。残り1校、栗橋西小がことしの6月に開校予定となっておりますので、それで全て開校となります。</p>
高木委員	<p>わかりました。</p>
鹿児島委員長	<p>ほかにありますか。</p>
鹿児島委員長	<p>坪井委員。</p>

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
坪井委員	<p>全体的な実施計画案としてはこれでいいと思うんですけども、この中で数値化できる、例えば講演会をすとか講習会を実施するとかというので記述があるんですけども、そういうものについて27年度は数値化した、例えば何回予定しているのか、そういう回数とかが記入できるものについては数値化したほうがわかりやすいのではないかなという感じがいたしましたので、検討をお願いいたします。</p>
鹿児島委員長	<p>どうですか。</p>
教育副部長兼 教育総務課長	<p>教育振興基本計画においてはですね、各施策ごとに達成目標が定められておりますので、ですから当然実施計画につきましてもですね、委員さんおっしゃるとおりに、数値をですね、記載できるものについては記載をしていきましてですね、見直しをしたいと考えております。</p>
鹿児島委員長	<p>榎本委員。</p>
榎本委員	<p>16ページの真ん中の子ども大学くきの実施という欄で、東京理科大学と書いてあるんですが、ここに平成29年度まで矢印が書いてあって、この辺の状況はどうなってますか。</p>
鹿児島委員長	<p>生涯学習課長。</p>
参事兼生涯学習課長	<p>東京理科大の問題でございますけれども、東京理科大につきましては、久喜の校舎につきましては経営学部がございます。こちらにつきましては28年の3月をもって撤退というようなことが決まっていますところでございます。ただ、東京理科大そのものがなくなってしまいうわけではございませんので、現在、東京理科大のほうと話をさせていただいているのは、久喜の校舎がなくても例えば野田の校舎とか、あと神楽坂ですか、そちらに来ていただくというような、こちらから行くようなことも可能であるし、あとは理科大の校舎なくなっても、その会場地を例えば公民館とかコミセンでもって子ども大学を開催することも可能でして、そのときに先生、教授とか、そういう方がこちらへ出向くということも可能ですので、引き続きご協力はいただけるというような、現在のところそういう協力をしていただけるような内諾は得ております。</p>
鹿児島委員長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、特にないようですので。質疑を打ち切ります。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【採 決】</b></p> <p>賛否のご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第9号 久喜市教育振興基本計画実施計画（案）については、全員の賛成いただきましたので、原案どおり可決いたしました。</p>
鹿児島委員長	<p>続きまして、議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、これを上程し、議題といたします。教育長の提案理由の説明を求めます。</p>
柿沼教育長	<p>引き続きお願いします。議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。</p> <p>埼玉県条例であります職員の配偶者同行休業に関する条例が昨年制定され、また同じく埼玉県条例であります職員の修学部分休業に関する条例の運用に関する定めが県教育長から示されました。つきましては、本市におきましてもこれら条例を適用させる必要がありますことから、その承認申請等の規定について久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正するものでございます。</p> <p>なお、改正内容等につきましては指導課長からご説明申し上げます。</p>
鹿児島委員長	<p>指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>それでは、3ページごらんいただきたいと思います。</p> <p>久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。</p> <p>職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の配偶者同行休業に関する規則が、平成26年7月15日に公布され、同日施行されました。本市で適用するためには、久喜市立小・中学校職員服務規程において承認申請等の規定を加える改正が必要となります。3ページにあります第22条の7にて、配偶者同行休業の承認申請について、また第22条の8にて、配偶者同行休業状況報告書について、そしてそれにかかわって7ページの様式第21号の7、あわせて8ページ、様式第22号の8を加えるものでございます。</p> <p>あわせて職員の修学部分休業に関する条例、埼玉県条例第9号の運用について、平成26年3月12日に埼玉県教育委員会教育長から通知がありました。これに伴い、3ページ、第22条の2第1項中「修学部分休業承認申請書」を「修学部分休業申出書」に改め、それにかかわって、5ページ、様式第21号の2を改正するものでございます。</p> <p>さらに、修学部分休業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の規定により、任命権者は市町村教育委員会と読みかえることから、3ページ、第22条の2から4までの「埼玉県教育委員会」を「久喜市教育委員会」に改めるものでございます。</p> <p>同様に、部分休業、18条第3項につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条の規定により、任命権者は市町村教育委員会と読みかえることから、「埼玉県教育委員会」となっていたものを「久喜市教育委員会」に改めるものでございます。</p> <p>あわせて休職時における病状報告第17条につきましても見直しを行い、「教育委員会」と書いてあるものを「久喜市教育委員会」に改めるものでございます。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	<p>また、第2条、3ページの上のほうにありますけれど、第2条で学校職員の定義について見直しを行い、主任専門員及び専門員など、不足する文言等があったことから、これらを改正するものでございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p><b>【議案質疑】</b></p>
鹿児島委員長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第10号についての質疑をお受けいたします。</p>
坪井委員	<p>第2条の改正に当たりまして、前にもありましたけれども、ただし書きで共同調理場に置かれる栄養主査とか栄養主任、こういう方たちの服務規程というのはどうなるんでしょうか。該当する人はいない状況ですか、それともこの人たちの服務規程がほかにあるんでしょうか。</p>
参事兼指導課長	<p>これにつきましては、特に変更等はございませんので、今回そのままということでございます。</p>
坪井委員	<p>この規程は適用されないということは、ほかにこの人たちの服務規程は、一般職の職員の服務規程とか、そういうので該当するという意味のただし書きですか。</p>
鹿児島委員長	<p>この栄養主査とか栄養主任とか栄養技師、主任専門員を除く、これはどういうものに基づくわけですか。</p>
坪井委員	<p>前にも規定はありましたけどね。</p>
鹿児島委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>〔休 憩〕</p>
	<p>〔再 開〕</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、再開します。ほかに何かありますか。</p>
坪井委員	<p>もう一つ。</p>
鹿児島委員長	<p>どうぞ、坪井委員。</p>
坪井委員	<p>第22条の2第1項中の改正がありまして、申請書が申出書に変更されていますけれども、この申出書の後に承認申請書というものを出す流れになるんでしょうか。様式の中を見ますと、申出書の中に「承認申請をする予定ですので、申し出ます」という書き方があるということは、承認申請を後から出すということですか、その辺をお聞かせ願います。</p>
鹿児島委員長	<p>指導課長、いいですかね、それで。そういう形で後から出すということですか。</p>

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼指導課長	はい、そういう形です。
鹿児島委員長	ほかにありますか。
鹿児島委員長	榎本委員。
榎本委員	単純な質問で申しわけないんですけど、こういう文言はちょっと私も初めての文言なんで、かみ砕いて教えてもらいたいんですけども、配偶者同行休業というのは、そもそもどういう内容なんですか。
参事兼指導課長	これは新しく設けられたものなのですが、例えば旦那さんが仕事で日本人学校へ行くといいたします。その場合に、その奥さんが教員だとすると、今まではやめて一緒に行ったりというふうな形になりましたが、それをやめずに、同行して休業した形で行けるというようなことでございます。
柿沼教育長	同行するのが基本的な原則なので、一度やめて一緒に行って、そうすると戻ってきたとき、また試験を受け直して今まではまた採用するという形であったものを、休業を認めるということにしたわけです。
鹿児島委員長	一緒に行けるということだね。
参事兼指導課長	そうです、やめないで行けるということです。
榎本委員	この申請書と報告書、7ページ、8ページにあるのは同時に出すものなのか、そうじゃなくて、1つずつになりますか。休業承認申請書というのと休業状況報告書というのは、申請書というのは行く前を出して、報告書というのは行ってきたときに出すものですか。
参事兼指導課長	行く前に申請書です。その後に報告書です。
榎本委員	事由というところに、結構冷たい言葉が並んでますけど、配偶者と生活を共にしなくなったという、これはどういった状態ですか。
鹿児島委員長	離婚したとか。
榎本委員	そういうことですよ。2番目の配偶者が職員の配偶者でなくなったというのと配偶者と生活を共になくなったという違いというのは。
参事兼指導課長	正式に別れた場合と別居という意味だと思います。
榎本委員	そうですか。余りに言葉が難し過ぎちゃって。
鹿児島委員長	ほかにありますか。

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	休業中の病状報告とかという説明あったけど、これは何回要るの。先ほど課長の説明の中に、休業中病状報告と、これは何回義務づけられているんですか。
参事兼指導課長	報告ですか。
鹿児島委員長	後でまた教えてください。
参事兼指導課長	済みません。
鹿児島委員長	それでは、ほかに何かご質問ありますか。
教育部長	先ほどのご質問の関係なんですが。
鹿児島委員長	どうぞ。
教育部長	第2条の関係ですけども、前段でこの訓令において学校職員と言っているわけですね。ここに栄養主査とか栄養主任の人がいるんですけども、現実にはこれが今給食センターに兼務で来ている方は学校付で、午前中の業務については給食センターにいます。
鹿児島委員長	そうですね。
教育部長	要するに学校の職員なんです。それ以外の栄養士とか職員というのは、要は設置者である市の職員なんです。ですから、第6条というのは、2つ以上の学校に給食を提供する学校給食センターですけども、ここに専任で勤めている職員は要は学校職員じゃありませんよと、市の給食センターの職員ですよというふうに、これ切り分けてあるんだというふうに理解をしていますので、それで答えになるかと思えます。
坪井委員	市の職員の訓令が適用されるというわけですね。
教育部長	それはこの訓令とは別にありますので。
坪井委員	別にあるんですね。
教育部長	ええ。ここには県費職員が前提になっていますから、学校職員は。ですから、学校付でセンターにも行くし、学校付なんです。ただ、給食センターにいる栄養士は市の職員もいるわけです。それは専任でいるわけですから、それは学校職員とは言わないんです。ですから、市の職員です。そういうことをご了解ください。
鹿児島委員長	それでは、ほかによろしいですか。 〔「なし」と言う人あり〕
鹿児島委員長	それでは、質問も出たようでありますので、打ち切ります。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	<p><b>【採 決】</b>                      それでは、賛否のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、異議なしと認めます。よって、議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【会議の非公開】</b>                      議案第11号でございますけども、これは人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、非公開とさせていただきます。</p> <p>〔これより非公開とする〕</p>
鹿児島委員長	<p>暫時休憩。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔再 開〕</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、再開いたします。</p>
鹿児島委員長	<p>議案第11号 久喜市任期付市費負担教職員の任用についてを上程し、これを議題といたします。提案理由の説明を求めます。</p> <p>（非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決）</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、これをもちまして会議の非公開を解きます。</p> <p>〔非公開を解く〕</p>
鹿児島委員長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔再 開〕</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、再開いたします。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島委員長	<p><b>【議案審議終了】</b>                      以上をもちまして教育長から提出されました議案については全て終了いたしました。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【次回定例委員会の開催】</b>                      日程第5、次回の定例委員会の開催日です。教育総務課長お願いします。</p>
教育副部長兼 教育総務課長	<p>それでは、次回の定例委員会なんですが、3月20日の金曜日ということでしょうか。</p>
鹿児島委員長	<p>先生方、3月20日、いかがでしょうか。                       [「大丈夫です」と言う人あり]</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、3月20日をお願いします。</p>
教育副部長兼 教育総務課長	<p>時間は1時半ということをお願いします。</p>
鹿児島委員長	<p>1時半ですね。</p>
教育副部長兼 教育総務課長	<p>場所については、中央公民館をお願いします。</p>
鹿児島委員長	<p>中央公民館、久喜のほうですね。</p>
教育副部長兼 教育総務課長	<p>はい。中央公民館の第5会議室です。</p>
鹿児島委員長	<p>それでは、次回は3月20日の金曜日、中央公民館の第5会議室で時間は1時半ということをお願いします。</p>
教育副部長兼 教育総務課長	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
鹿児島委員長	<p><b>【閉議、閉会】</b>                      これをもちまして平成27年久喜市教育委員会第2回定例委員会を閉議、閉会といたします。</p>



審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

平成27年 3月20日

委員長 鹿児島金衛

委 員 高木 学

委 員 坪井喜代子

書 記 森田 洋輔